

モノナリ而シテ其如何ナルコトノ不敬ト爲ルヤ否ヤハ裁判官カ其時ノ認定ニ由ルモノニシテ豫メ此ニ定メ難シ畢竟不敬ト云フ文字ヲ用ヘシ立法者ノ意思ハ誹議、誣罔、罵詈スル如キ又ハ形容ヲ以テ謗リ或ハ演説出版書類等ニ由リテ不敬ノ所爲アルモノ皆此條ニ含蓄セシメタルモノト解釋スレハ可ナラン今此兩條ニ當ル罪ノ刑ヲ舉クレハ左ノ如シ

(一) 危害ヲ加ヘタル罪

刑 死刑

(二) 危害ヲ加ヘントスル罪

(三) 不敬ノ罪(刑)

自三月 重禁錮
至五年
自二十圓 罰金
至二百圓

第二節 皇陵ニ對スル罪

皇陵ハ天皇ノ御墳墓ニシテ三后皇太子ノ御墳墓モ自ラ之ニ包括セラ

皇陵ニ對スル罪

ル、ナリ則チ第百十七條ノ二項ニ其刑ヲ掲ケ皇陵ニ對シ不敬ノ所爲
アル者亦同シト規定セリ例ヘハ之ヲ發掘汚穢毀損スルカ如キ皆ナ皇
陵ニ對シ不敬ヲ加ヘタルモノニシテ本項ノ制裁ヲ受クヘキモノナリ
トス

皇族ニ對
スル罪

第三節 皇族對スル罪

第百十八條ニ皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處ス其危害ヲ加
ヘントシタル者ハ無期徒刑ニ處スト凡皇族ハ天皇ノ御親戚ニシテ此
ニ説明ヲ要セス只危害ヲ加ヘタルモノト加ヘントシタル者トニ由リ
ト其刑ヲ異ニセリ次ニ不敬ノ所爲アルモノハ猶其刑ヲ輕クセリ即チ
左ノ如シ

- (一) 危害ヲ加ヘタル者 (刑) 死刑
- (二) 危害ヲ加ヘントシタル者 (刑) 無期徒刑

内亂ニ關
スル罪

(三) 不敬ノ所爲アル者 (刑)

自二月 重禁錮
自四年
自十圓 罰金
至百圓

元來監視ハ輕罪ノ刑ニハ特別ノ場合ニ非サレハ附加セス然レトモ本章ニ掲クル罪ハ危害ノ及フ處實ニ容易ナラサルヲ以テ輕罪ノ刑ニ處スル者ト雖モ仍ホ六月以上二年以下ノ監視ニ附シ再犯ヲ豫防セリ(第百二十條)

第拾壹回

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪

國事ニ關スル罪ハ其範圍實ニ漠乎タル者ナリ前回ニ於テ之ヲ身體ニ關スルモノト財産ニ關スルモノトニ區別スルコトヲ述ヘシカ唯其目的上ヨリ區別シタル名稱ニシテ其歸着スルトコロヲ論究スルトキハ

要スルニ一國一体ニ關係スル者ニシテ一身一己ニ關係スルコト少ナ
 キニ居ルナリ則チ其一ナル内亂ニ關スル罪ハ其關係スルトコロ政府
 ト云フ一ノ無形人ナリ換言スレハ我刑法ニ云フ内亂トハ則チ日本國
 ノ國体ヲ傷ツクルノ罪ナリ英語ニテ之ヲ「ツリーズン」ト呼フ英國ノ刑
 法ニテハ此「ツリーズン」ノ中ニ於テ英國皇帝即チ女皇陛下ニ關スル罪
 ナモ論シタリ然リ而シテ我刑法ニテハ殊更皇室ニ關スル罪ヲ分チテ
 之レカ區別ヲ立タルモノハ如何ナル理由ナリヤヲ知ラサレトモ蓋シ
 我帝國ノ國体ニ於テ皇室ハ則是國ノ大基礎ニシテ之ニ對シテ危害ヲ
 加フルトキハ其害ヲ被ムル者ハ畏レ多クモ神聖ナル天皇陛下即チ萬
 上ノ至尊ナルヲ以テノ故ニ之ヲ區別シタルニアラサラン歟
 是ヨリハ内亂ニ關スル罪ヲ追條講述スヘシ

第二百一十條

政府ヲ顛覆シ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スル目的

ヲ以テ内亂ヲ起シタルモノ云云

此條ハ内亂ニ關スル罪ノ第一ニシテ今之ヲ圖解スルトキハ如左

國ノ體面ヲ傷クル罪

其一 政府ヲ顛覆スル所爲
其二 邦土ヲ僭竊スル所爲
其三 其他朝憲ヲ紊亂スル所爲

内亂

政府ヲ顛覆スルトハ例ヘハ帝政國ヲ王國トシ或ハ共和國トナス如キ類ヲ云フ

邦土ヲ僭竊スルトハ例ヘハ神武天皇以來ノ皇統ヲ絶チ自ラ皇位ヲ奪ハントスル平將門ノ如キ者ヲ云フ

其他朝憲ヲ紊亂スルトハ例ヘハ日本國ノ一部分ナル四國或ハ九州ヲ分割シテ獨立セシメ其處ニ王位ヲ立ントスルヲ云爰ニ其他トアルモノハ前ノ政府ヲ顛覆スルモ邦土ヲ僭竊スルモ同シク國體ヲ傷クル所爲ニシテ即チ朝憲ヲ紊亂スルモノナレハナリ
凡ソ日本國ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ君臨セラル、帝國ニシテ本島及

四國九州北海道ヲ以テ成立スル者ナレハ是則チ此國ノ基礎ニシテ國ノ體面ナリトス然ラハ帝國ヲ共和國トシ又ハ帝位ヲ篡奪シ又ハ其國ノ一部分ヲ分割スルハ皆是レ國ノ成立スル所以ノ基礎ヲ崩壞スル所爲ニシテ國ノ體面ヲ傷クル者ナリ故ニ右等ノ目的アリテ又内亂ヲ起スノ所爲ニ發シタルトキハ其罪實ニ容易ナラサルヲ以テ直ニ本條ノ刑ヲ適用スヘシ然レトモ彼ノ縣令ヲ殺サンカ爲メニ兇徒ヲ嘯集シテ暴動ヲナス一揆トハ大ヒニ其性質ヲ異ニセリ

罪ノ性質タルヤ以上説明シタル如クナルニ因リ一人一己ニテ犯スヘキモノニ非ス必ス大勢集合シテ之ヲ企ツルモノナルハ論ヲ待タス故ニ其犯罪ノ度ニ應シテ罪ノ輕重ヲ論シ其制裁ヲ區別セラルル如左

一 首魁及教唆者ハ死刑ニ處ス此項ハ首魁及教唆者ノ罪ヲ定メタルナリ首魁トハ首謀者ヲ指ス西郷隆盛ノ如キ者ヲ云ヒ教唆者トハ假リ

ニ西郷ノ亂ヲ懲憑シタル者アラハ其等ヲ指シテ教唆者ト云フ
二 群衆ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期流刑ニ處
シ其情輕キモノハ有期流刑ニ處ス〔此項ハ第二ノ巨魁トモ云フヘキモ
ノ、罪ヲ定メタルナリ内亂ヲナスニハ必ス大勢集合スルコトハ前述
ノ如クナレハ其大勢ヲ指揮スル者ナカラサル可ラス例ヘハ篠原桐野
ノ如キ者はナリ

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲナシタル者ハ重禁獄ニ處シ
其情輕キ者ハ輕禁獄ニ處ス〔此項ハ内亂ヲ幫助スル者ノ罪ヲ定メタル
ナリ則チ内亂ヲナスノ情ヲ知りテ兵器金穀ヲ贈リ其他諸般ノ職務ヲ
ナシタル者ハ假令戰爭ニ出テスト雖モ其戰爭ヲシテ容易ナラシメタ
ル者ナリ

四 教唆ニ乘シテ附加隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ

第二百二十
二條

二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス此項ハ首魁及教唆者ノ嘯集ニ應シテ出テ、指揮ヲ受ケタル者ノ罪ヲ定メタルナリ

右四項ハ學問上ヨリ區別シタル者ナレハ別ニ講義ヲ要セサルナリ

第二百二十二條 内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備

ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ内亂ヲ起シタル者ノ刑ニ同シ

前條ノ圖解ニ示セル國ノ体面ヲ傷クル罪ノ第四ニ入レテ然ル可キナ

リ此條突然内亂云云トアリテ其内亂トハ如何ナルコトヲ指スカヲ記

載セサルハ既ニ百二十一條ニ於テ内亂ノ義解ハ定マリタルヲ以テノ

故ナリサレハニヤ始メ我刑法ノ草案ニハ此條ノ冒頭ニ前三條ニ記載

セルノ數文字アリシカ改メテ之ヲ削除シタルナリ

要スルニ此條ニ於テハ内亂ヲ起サ、ルモ其目的ヲ以テ兵器糧食其他

軍用ノ物品ヲ掠奪シタル者ハ内亂ヲ起スノ罪ニ均シキ制裁ヲ與フヘ

第二百二十三條

シト云フニアリ

第二百二十三條 政府ヲ變亂スル目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ兵ヲ舉ルニ至ラスト雖モ内亂ト同シク論シ其教唆者及ヒ下手者ヲ死刑ニ處ス

此條ハ第二百二十條ト異ナリテ顛覆ノ文字ニ代ユルニ變亂ノ文字ヲ用ヒタリ則チ政府ヲ變亂スルトハ例ヘハ國會アレハ其國會ヲ脅迫シテ或事ヲ爲サシメ或ハ司法ノ長官行政ノ長官ニ迫リ又ハ之ヲ殺シテ以テ司法上行政上ノ變革ヲ企ルヲ云フ換言スレハ國體ニアラサル司法或ハ行政ノ一機關ノ變動ヲ起サシムルカ或ハ其運轉ヲ妨グルモノヲ云フ其制裁ハ内亂ト同シ

第二百二十四條

第二百二十四條 前三條ノ罪ハ未遂犯ノ時ニ於テ乃チ本刑ヲ科ス前三條ノ罪ハ未遂ノ時ニ於テ本刑ヲ科スル理由ハ何ソヤ一ハ國ノ体

面ハ重スヘキ者ナルニ因リ之ヲ傷ケンコトヲ企ツル者ハ其企其レ自
 ラ己ニ容易ナラサル大罪ニシテ疾ク之ヲ止メサル可ラサルトスルト
 一ハ其目的アリテ之カ行爲ニ見ハル時ハ既ニ犯罪ト云フトコロヲ以
 テ同様ノ制裁ヲ加フルニ在リ

今此ノ未遂^{ろコンバース}ノ度ハ如何ナル處ニ達スルヤヲ説明センニ普通ノ未遂犯
 ナレハ則政府ヲ轉覆スル目的アリテ内亂ヲ起スト雖モ其事ヲ遂ケサ
 ルトキハ未遂ニシテ彼強盜ヲナサントシテ他人ノ家ニ侵入スルモ未
 タ其財寶ヲ強奪セサレハ既遂ニアラサルナリ然レトモ内亂ニ關スル
 罪ハ既ニ其目的アリテ之レカ準備ヲナストキハ假令其目的ハ達セサ
 ルモ既遂トナルニ因リ内亂ノ目的ヲ以テ兵器糧食ヲ倉庫ニ積入ルト
 キハ勿論既遂ナリトスヘシ

第二百二十五條

兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内亂ノ豫備

ヲ爲シタル者ハ第二百一十一條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス
此條殊更ニ説明スルノ要ナク則チ内亂ニ關スル罪ニ於テハ普通ノ犯
罪ト異ナリ己ニ未遂ノ場合ニ於テ本刑ヲ科セラルル者ナレハ其未遂
ノ豫備ヲナスモノハ一等ヲ減刑セラル、ナリ
内亂ノ隱謀ヲナシ未タ豫備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス
隱謀ナル者ハ何ヲ意味スルヤ今人アリテ内亂ヲナサントスル隱謀ア
ルモ之ヲ外形ノ所爲ニ見ハサ、レハ何ヲ以テ隱謀アリト爲ヌヲ得ン
サレハ胸中隱謀ヲ蓄ヘテ之ヲ外形ノ所爲ニ見ハル、トキニ於テ則此
項ニ該當スヘシ英國ニテ或人其友人ニ書ヲ贈リテ云ヘル様余ハ皇帝
ヲ弑サント欲シ其ノ爲メ今般獨逸ニ旅行セントスト此場合ニ於テ唯
皇帝ヲ弑サント欲スト言フノミナレハ隱謀ヲナシタルト云フヲ得サ
レトモ其ノ爲メ獨逸ニ旅行ストアルニ因リ隱謀アリトセラレタリ此

ニ其旅行ヲ以テ一ノ所爲ト見做ス可ケレハナリ
第二百二十六條 内亂ノ豫備又ハ隱謀ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス

此條ハ特別宥恕罪ナリ凡ソ内亂ニ關スル罪タルヤ容易ナラサル犯罪ニシテ一朝之ヲ犯スモノアルトキハ政府ニ於テ大ナル困難ヲ惹起スヘシ故ニ既ニ行フトキハ最モ嚴酷ニ之ヲ罰ス可キヤ言ヲ待サルナリ然リ而シテ爰ニ又特別ナル宥恕罪ヲ置クモノハ是レ悔悟スルモノヲ獎勵スル所以ニシテ此ノ如キ犯罪ハ可成的之ヲ中止センコトヲ望ムカ故ナリ豫備隱謀ヲ罰シテ中止ノ道ヲ開カサレハ其刑苛酷ニ亘リテ却テ國事犯ヲ増加スルニ至ルモノナリ是レ此條ノ設ケアル所以ナリトス

第二百二十七條

第拾貳回

第二百二十八條

第二百二十七條 内亂ノ情ヲ知テ犯人ニ集會所ヲ給與シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

此條ハ内亂ニ關スル豫備罪ノ一ニシテ恰モ竊盜者ノ贓物ナルコトヲ知テ之レヲ受寄シタルト同一ノ性質ヲ有スルモノナリ普通ノ犯罪ナレハ從犯トシテ論スルモノナレトモ内亂ニ關スル罪ハ教唆ニ乘シテ附和隨行シタル者ヲ以テ從犯トナスカ故ニ特別ニ此條ヲ設ケタルモノナリ殊ニ内亂ニ關スル罪ハ獨リ一己人ノ身体或ハ一區劃ノ人ヲ害スルニ止マラスシテ直チニ社會一般ノ組織ニ害ヲ及ホス者ナレハ他ノ種類ノ犯罪ト異ニシテ特ニ之ヲ罰スル所以ナリ

第二百二十八條 内亂ニ乘シテ人ノ身體財産ニ對シ内亂ノ目的ニ關セサル重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス

日本刑法 (第二百二十七條 第二百二十八條)

外患ニ關
スル罪

此條内亂ノ解釋ニ止マリ深キ意味アルニアラス故ニ此條無シト雖モ
 肉体ノ慾ヲ遂ケン爲メ姦通シ又ハ財利ヲ貪ラン爲メ強盜罪ヲ犯ス者
 ノ別罪ヲ成立スルコトハ理論上明瞭ナルモノナリ然レトモ特ニ之ヲ
 此ニ掲ケタル法律ノ精神ハ其内亂ニアラサル罪ヲ説キ加ヘテ益々内亂
 ノ罪ヲシテ明瞭ナラシメンカ爲メナリ

第二節 外患ニ關スル罪

外患ト云フ文字ハ奇異ナルカ如クナレトモ畢竟スルニ漢語ニ内亂ト
 外患ト對句ニ之ヲ用ヒタルニ淵源シタルナラン英法ニ所謂許可ナク
 シテ外國政府ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ兵器糧食ヲ供スル所爲之レ
 ナ外患ト云フモノナリ此ニ外患ト云フトキハ外ヨリ攻メ入りタル文
 字ノ如ク見ユレトモ決シテ然ルヲ謂フニアラス唯外國ニ與シテ本國
 ニ背キシ爭亂ヲ云フモノナリ

第二百二十九條 外國ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ外國ト交戰中同盟國ニ抗敵シ其他本國ニ背叛シテ敵兵ニ附屬シタル者ハ死刑ニ處ス此條ノ罪タルヤ一私人ニ與スルモ尙出來得ヘキコトナレトモ兎ニ角此ニハ外國ニ與スルト云フ原素ヲ必要ト爲ス則チ外國ニ與スルコト、敵兵ニ附屬スル所爲アレハ以テ此條ノ罪ヲ組成スル者ナリ外國ニ與シテ本國ニ抗敵スルトハ例ヘハ日本ト支那ト戰爭スルニ當リテ支那ニ徒黨シテ日本ニ抗敵スル如キ然リ是レ直接ニ日本國ヲ害シタル者ナリ罰セサル可カラス同盟國ニ抗敵スル云々ト云フ其同盟國トハ平和條約ヲ結フ邦國ヲ云フ例ヘハ外國ト外國トノ戰爭ニ於テ日本ノ同盟國ニ抗敵スルトキハ直接ニ日本ヲ害スルニハアラサレトモ尙間接ニ害ヲ爲シタル者ナリ故ニ同盟國ニ抵抗スル者ハ則チ日本國ニ抗敵シタル罪ト其刑ヲ同フス

日本刑法 (第二百二十九條 第三百十條)

其他云々トハ日本國ニ敵對スル地位ニ立テル兵隊ニ附屬スル如キ所
爲是ナリ

第二百三十條

第三百十條 交戰中敵兵ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ本國
及ヒ同盟國ノ都府城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事ニ關スル土地家屋
物件ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス
此條アリテ第二百二十九條ヲシテ益々明瞭ナラシムルニ足ル者トス本條
交戰中云々ト漠乎タル文字アレトモ此交戰トハ日本國ト外國トノ戰
爭ヲ意味スルモノナリ又交戰中ニ在ラサレハ敵ト云フ文字ヲ用ユ可
ラス故ニ敵兵ト稱スルハ則チ戰端ヲ開キテ後ノ名稱ニシテ未タ戰端
ヲ開カサル前ハ決シテ敵兵ト稱ス可キ者ナシ
管内トハ唯陸地ノミニ限ラス海上モ普通彈丸ノ達スル所マテヲ管内
トス乍併内海ノ如キハ尙之ヲ管内ナリト定ム例ヘハ江戶灣ハ日本ノ

管内ナリ然レトモ其開濶セル所ハ到底彈丸ハ達セサレトモ然カモ其
灣口ノ狹マレル所ハ彈丸相達スルヲ以テナリ
本國及同盟國ノ都府城塞云々トハ敵國ノ爲メ賄賂ヲ受ケ又ハ利益ヲ
貪リテ本國又ハ同盟國ノ爲ニ守レル所ノ都府城塞ヲ交付スルヲ云フ
故ニ此罪ヲ犯スモノハ多ク首領又ハ長官トス
軍事ニ關スル土地家屋トハ譬ヘハ古ヘ云フ所ノ關所或ハ砲臺又ハ兵
庫等ヲ云フ故ニ唯敵國ニ對シ土地家屋ヲ貸與シタルヲ以テ直チニ此
條ヲ問擬ス可キニアラス必スヤ其交付セル土地又ハ家屋カ軍事ニ關
シテ必要ナルモノナラサル可ラス苟モ軍事ニ關シ必要ノ者ナルトキ
ハ亦其物件ノ如何ナルヲ問ハス此條ノ罪トナルモノトス此條單ニ物
件トアルハ豫メ定ム可ラサル者ニシテ其時ノ方法若クハ情狀ニヨリ
テ裁判官ノ認定ニ委スル者ナリ

第三百三十
一條

抑此條ノ罪タルヤ内亂ニ關スル罪ノ第二百一十一條第三項及第二百十二條ト同性質ノモノニシテ唯其異ナル所ノ點ハ内外國ノ戰爭ノ間ニ在ルノミニシテ彼ハ内國人ヲ幫助シタル罪ニシテ是レハ則チ外國人ヲ幫助シタル罪ナリ

第三百三十一條 本國及ヒ同盟國ノ軍情機密ヲ敵國ニ漏泄シ若クハ兵隊屯集ノ要地又ハ道路ノ險夷ヲ敵國ニ通知シタル者ハ無期流刑ニ處ス

敵國ノ間諜ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ之ヲ藏匿シタル者亦同シ

前條ハ敵國ニ關スル有形上ノ罪ニシテ此條ハ無形上ノ罪ナリトス

今此條ヲ解剖スルトキハ如左

第一 本國及同盟國ノ秘密ヲ漏スコト

第二 敵國ノ軍機ニ便ヲ與フルコト

第三 第一第二ノ情ヲ以テ間諜ヲ助グルコト

本國及同盟國ノ軍情機密ヲ漏ストハ譬ヘハ兵隊ノ數ハ若干人ニシテ
其事情ハ云々ナリト云ヘ又ハ軍艦ヲ何レニ向ケント欲スル等凡テ秘
密ナルコトヲ敵國ニ通知スルヲ云フ斯ク秘密ノ軍情機密ヲ漏泄スル
カ又ハ敵國ニ示セシ處ニ兵ヲ屯集スルハ危險ナリ又此處ノ地位ヲ占
ムルトキハ必利ナラント云ヒ或ハ道路ハ何レカ平坦ニシテ何レカ險
峻ナリト云フヲ通知シタルトキハ則チ敵國ノ軍機ニ便ヲ與フル所以
ニシテ我ヲ害シテ敵ニ利セシムルモノナリ然レトモ此ニ注意ス可キ
ハ敵ト云フ文字ニシテ假令平和ノ條約將ニ破レントスルニ當リテ此
等ノ報知ヲ與フルモ未タ此條ノ罪ヲ組織スルコトナシ故ニ一旦ハ條
約既ニ破レ互ニ戰端ヲ開ク可キ旨ヲ公布シタルトキニ限ルモノニシ

第三百三十
二條

第三百三十
三條

テ他言スレハ敵國ト云フ名目ノ附スヘキ時ナラサル可ラス
第三百三十二條 陸海軍ヨリ委任ヲ受ケ物品ヲ供給シ及ヒ工作ヲ爲ス
者交戦ノ際敵國ニ通謀シ又ハ其賂遺ヲ收受シテ命令ニ違背シ軍備ノ
缺乏ヲ致シタル時ハ有期流刑ニ處ス
陸海軍ノ用ヲ達ス者カ外國ヲ幫助シテ日本軍備ノ缺乏ヲ爲ス者ハ則
チ日本國ニ害ヲ爲シタルモノナリ
第三百三十三條 外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開キタル者ハ有期流刑ニ處ス
其豫備ニ止マル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス
此條ノ性質ハ完ク前條々ト反對ニシテ前條々ニ於テハ敵國ト云フコ
トヲ以テ必要ノ原素トナセトモ此條ハ之レニ異ナリ萬國間ノ平和ヲ
破リ私ニ戰端ヲ開ク者ヲ罰スル條ニシテ唯其所爲外國ニ關係アルヲ
以テ外患ノ罪ニ編入シタルモノトス

戰端ヲ開クト云フ所爲ハ如何ナル程度マテチ云フモノナルカト尋ヌルニ外國政府ヲ敵視シテ戰爭ノ用意ヲ整ヒ以テ其手始ヲ爲シタルヨリ此稱ヲ附スルモノトス例ヘハ朝鮮人ヲ惡ミテ其一人ヲ殺サントスルニ非スシテ朝鮮政府ヲ目的トシテ戰端ヲ開キタル所爲ノ如キ即チ是ナリ

第三百三十四條 外國交戰ノ際本國ニ於テ局外中立ヲ布告シタル時其布告ニ違背シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

此條ハ局外中立ノ布告ニ背キタル罪ヲ定ムル者ナリ外國ト外國トノ交戰ニテ本國ハ局外中立ノ布告ヲ發スルコトアリ其布告中ニハ兵器糧食ヲ供給ス可ラス又政府ノ許可ナクシテ外國ノ兵籍ニ入ル可ラス又間諜ノ所爲アル可ラス其他戰爭國ヲ助ケテ他ノ國ヲ害ス可ラスト

云フカ如キ條件アリスル布告ヲ發シタルニモ拘ハラズ之レニ違背シタルトキハ則チ此條ヲ以テ論スル者トス

第三百三十五條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

國事ニ關スル罪ハ輕罪ト雖モ監視ノ刑アルコトヲ念ル可カラズ

國内亂ニ關スル罪
國内亂ニ關スル罪
未遂ノ時本刑ヲ科ス

第一、政府ヲ顛覆シ邦土ヲ僭竊スル所爲

- (一) 首魁及教唆者(刑)死刑
- (二) 群衆ノ指揮ヲ爲シ樞要ノ職務ヲ爲シタル者(刑)無期流刑
- (三) 兵器金穀ヲ資給シ又諸般ノ職務ヲ爲シタル者(刑)重禁獄
- (四) 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者(刑)二年以上五年以下輕禁錮

第二、内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者(刑)第一ニ同シ

第三、政府ヲ變亂スル目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者(法律思想ノ内亂) (刑)内亂ニ同シ

國事ニ關スル罪

第二

外患ニ關スル罪

第四、内亂豫備(刑)第一ノ區別ニ從ツテ刑ヲ科ス、各一等ヲ減ス

第五、内亂隱謀(刑)第四ニ同シクシテ各二等ヲ減ス

第六、内亂ノ情ヲ知リ集會(刑)二年以上五年以下輕禁錮
所ヲ給與シタル者

說明、内亂ニ乘シ人ノ身体財産ニ(刑)通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス
對スル罪(第百二十八條)

第一、本國及ヒ同盟國ニ抗敵スル所爲(刑)死刑

第二、敵兵ヲ幫助シタル所爲(刑)死刑

第三、本國ノ機密ヲ漏シ又敵國ノ軍機ニ便ヲ與ヘ及ヒ(刑)無期流刑
間諜ヲ本國管内ニ入ラシメ又ハ藏匿スル所爲

第四、敵國ノ賄賂ヲ受ケ軍備ノ缺乏ヲ爲シタル者(刑)有期流刑

第五、外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開ク者(刑)有期流刑
其豫備ニ止ル者一等又ハ二等ヲ減ス

第六、局外中立ノ布告ニ背ク罪(刑)六月以上三年以下ノ輕禁錮
十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

輕罪ノ(刑)ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス(第百三十五條)

第 三 章
 靜 謚 チ 害 ス ル 罪 章

第一、兇徒聚衆ノ罪 {自第百二十六條
 至第百二十八條

第二、官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪 {自第百三十九條
 至第百四十一條

第三、囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪 {自第百四十二條
 至第百五十三條

第四、附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪 {自第百五十四條
 至第百五十六條

第五、私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪 {自第百五十七條
 至第百六十一條

第六、往來通信ヲ妨害スル罪 {自第百六十二條
 至第百七十條

第七、人ノ住所ヲ侵ス罪 {自第百七十一條
 至第百七十三條

第八、官ノ封印ヲ破棄スル罪 {自第百七十四條
 至第百七十六條

第九、公務ヲ行フヲ拒ム罪 {自第百七十七條
 至第百八十一條

第拾二回

第三章 靜謐ヲ害スル罪

前ニ述ヘタル如ク公益ヲ害スル罪ノ第一種ハ皇室ニ關スル罪ニシテ
 第二種ハ國事ニ關スル罪ナリ而シテ國事ニ關スル罪ノ内第一ハ内亂
 ニ關スル罪トシ第二ハ外患ニ關スル罪トス今此ニ講セントスル靜謐
 ナ害スル罪ハ則チ公益ニ關スル罪ノ第三種ナリ
 靜謐ヲ害スル罪トハ英語ニテ^いチーフエンス、エダント、バブリックピース
 ト云ヒ英告利法律ニ於テモ同シク一種ノ罪トセリ乃チ靜謐ヲ害スル
 トハ公安ヲ害スル意味ニシテ公ケノ平和ヲ害スルヲ云フ故ニ一國社
 會ノ靜謐ヲ紊シ人心ヲシテ戰慄タラシムルハ是レ此罪トナル所以ナ
 リ前回ノ圖解ニ於テ示シタル如ク靜謐ヲ害スル罪ノ範圍ニハ多クノ
 種別アリ第一ハ兇徒聚衆ノ罪第二ハ官吏ノ職務ヲ妨害スル罪第三ハ

囚徒逃亡ノ罪ト云フカ如ク凡刑法第三百三十六條ニ始マリ第百八十一條ニ終ル之レヲ總括シテ九節ト爲ス

第一節 兇徒聚衆ノ罪

兇徒聚衆ノ罪ハ靜謐ヲ害スル罪ノ性質ニ直接スルモノナリ英國法ニモ兇徒聚衆ノ文字アリテ而シテ幾人集合スルトキハ聚衆ト云フコトヲ得ヘキヤ否ノ問題ヲ掲ケリ蓋シ日本古代ノ法律大寶令ニ據ルトキハ三人以上ヲ衆トナストアリ然ラハ三人ノ集合タリトモ衆ト云フコトヲ得可ク又事情ニヨリテ八十人ノ集合ニテモ衆ト云フ可ラサルコトアラン要スルニ能力及動作ノ性質ヨリシテ裁判官ノ認メテ以テ衆トシ又ハ不衆トナスニアルノミ譬ヘハ一村ノ壯年者カ三十人徒黨シテ隣村ニ押シ寄セ亂暴スルカ如キハ兇徒聚衆トナス可カラス之レニ反シテ假令三人タリトモ相謀ツテ警察署ニ爆烈藥ヲ投スルカ如キハ

第三百三十六條

兇徒聚衆ノ罪ヲ以テ問フヘキナリ何トナレハ一方ハ唯隣村ヲ騷擾スルヲ以テ目的トナセトモ他ノ一方ハ國ノ靜謐ヲ害スルヲ以テ目的トナスヲ以テナリ

兇徒聚衆ノ中ニ入ルヘキ罪ノ種類ハ其下ニ區別ナシ故ニ其能力及動作ニヨリテ加減スルト或ハ混合物アルニヨリテ輕重ヲ異ニセルノミ換言スレハ犯罪ノ目的ニ差異アルニアラスシテ其犯罪ノ度ニヨリテ其性質ヲ區別セルナリ

第三百三十六條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ暴動ヲ謀リ官吏ノ說諭ヲ受クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス附和隨行シタル者ハ二圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

此條其目的ヨリ論スルトキハ未遂犯ナリト雖モ靜謐ヲ害スル點ヨリ云フトキハ既ニ人心ヲシテ恐々タラシメタル以上ハ業已ニ公安ヲ害

シタル者ナリ

兇徒トハ兇惡ノ徒ト云フニ非スシテ兇惡ノ目的アル徒ト言フ義ナリ
換言スレハ兇トハ人ニ就キ形容シタルニアラスシテ目的ニ付キ形容
シタル文字ナリ則チ多衆ヲ嘯集シテ暴動ヲ謀リ兇惡ノ目的ヲ以テ其
結果ヲ望ム所爲ナリ例ヘハ租稅ヲ重課セラレタル爲メ官吏ニ迫リテ
之レカ減額ヲ乞ヒ又ハ行政官カ土木ノ事ニ付惡事ヲ爲スヲ見テ之ヲ
侵擊セントシ或ハ戸長ニ不服ヲ鳴ラサントスルカ如キ目的ヲ以テ兇
徒ヲ聚衆シテ暴動ヲ謀ルヲ云フ然レトモ唯聚衆ノ一事ヲ以テハ未ダ
此條ノ罪ヲ組成セス必スヤ官吏ノ説諭ニ肯セサリシコトナカラサル
可ラス今此條ヲ解剖スルトキハ如左

第一 多數ナルコト

第二 暴動ヲ謀ルコト

第三 官吏ノ説諭ニ從ハサルコト

第一、多數ナルコト、
 靜謐ヲ害スル罪ハ唯一人一已ニ於テ爲スモ其結果知ル可ケレハ必スヤ大勢集合シテ人ノ身體財産ノ安固ヲ保ツ能ハサル實力ヲ以テ犯シタル所爲ナラサル可ラス是レ多數ナルヲ要スル所以ナリ然レトモ幾人以上ヲ多數トナスヤ否ハ凡テ裁判官ノ認定スル所ニ任シテ可ナリ而シテ之レカ裁判官タル者ハ其目的ト能力トニ因リテ定ムルノ外ナシ

第二、暴動ヲ謀ルコト、
 法律ニ背キタル所行ヲ爲シ而シテ若シ己レ等ノ言ヲ容ラレサルトキハ政府ノ指圖ヲ待タス腕力ヲ以テ執行セントスル如キ即チ暴動ヲ謀ルノ所爲ナリ

第三、官吏ノ説諭ニ服セサルコト、
 此原素ハ最モ必要ノ基礎トナス何トナレハ此原素ナキモ暴動ハ暴動ニシテ平和ヲ害スルニハ相違ナシ

ト雖モ苟モ官吏ノ説諭ニ服シ亂暴ノ舉動モ中止シタルトキハ尙ホ社會ノ靜謐ヲ害スルト云フニ至ラサルヲ以テナリ凡ソ刑罰ハ懲戒シ改心セシムルコトヲ容易ナラシムル爲メ設ケタル者ナレハ官吏ノ説諭ヲ受ケテ改心中止シタルトキハ亦刑罰ヲ科スルノ要ナキナリ故ニ以上ノ三原素ハ連帶組織ス可クシテ決シテ其一ヲ欠ク可ラサルハ恰モ身体手足ノ其一ヲ缺クモ人身ノ完全ヲ失フカ如シ

第三百三十七條

兇徒多衆ヲ嘯聚シ官廳ニ喧鬧シ官吏ニ強迫シ又ハ村

市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ爲シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ處ス其嘯聚ニ應シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ處シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス本條ハ犯罪ノ度増進シテ既ニ官廳ヲ騷カシ官吏ヲ脅迫シ又ハ村市ニ打チ入りテ米穀ヲ奪ヒ財貨ヲ掠メ始ムル者ヲ云フ彼ノ「みのはかぶり」

第三百三十
八條

ノ類ナリ其他山中ニ放火シテ人ヲ驚カス等凡テ決行ノ罪ヲ定メタル
モノナリ
煽動シテ勢ヲ助クル者トハ嘯聚ニ應シテ附和シタルノミナラス勢ヲ
助ケテ一般ノ騷擾ヲ擴ムル爲メ勞動シタル者ヲ云フ
附和隨行シタル者トハ暴動ニ着手スルニ非ス雷同シテ隨行シタル者
ナリ

第三百三十八條 暴動ノ際人ヲ殺死シ若クハ家屋船舶倉庫等ヲ燒燬シ
タル時ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツ者ヲ死刑ニ處ス
首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者亦同シ
此條ハ暴動ノ罪ノ説明ニ止マルノミニシテ實ハ第三百三十六條ノ罪ヲ
犯シ依テ人ヲ殺シ或ハ火ヲ放チタル者ヲ罰スト云フノ條ナレハ該條
ノ中ニ包含セシムベキ者ナリ然ルニ之ヲ區別シタルハ學問上ニ據ル

官吏ノ職
務ヲ行フ
ルナ妨害ス
ル罪

ニアラスシテ其犯罪ノ度ニ基キタルモノナリ

此殺人罪又ハ放火罪ヲ犯シタル者ニ極刑ヲ加フル所以ノモノハ其所
爲タル單ニ暴動スルノミナラス其暴動ニ此等ノ重罪ヲ犯シタルニ因
リ其犯罪ノ度一層重キヲ加ヘタルヲ以テナリ然リ而シテ之ヲ罰スル
ニ着手人ノミニ限ルモノハ可成着手者ヲ寡ナカラシメルノ精神ニ出
テタルモノナリ

首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者云々ト學問上ヨリ之レヲ論スル
トキハ共犯トシテ不可ナキナリ然ルニ制シタルトキハ其罪ヲ論セサ
ルハ前ニモ述ヘタル如ク暴動ヲナスモ可成之ヲ輕クセンカ爲メナリ

第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

官吏ハ國ノ公安ヲ維持スル爲メニ設ケアル者ナリ故ニ其職務ヲ妨害
スルハ則チ平和ヲ破ルモノナリ

第三百二十九條

爰ニ官吏トアルハ如何ナル官吏モ悉ク意味スルカ如クシテ譬ヘハ區役所ニテ書記ノ命ヲ拒ミタルトキモ猶此罪ヲ組成スルカ如クナレトモ本條ノ官吏ノ職分ヲ行フヲ妨害スルトハ決シテ此ノ如キ性質ノ者ニアラス所謂官吏トハ行政官吏、司法官吏及郡長戸長ノ如キ者ヲ指稱ス而シテ本條ノ罪ハ此等官吏ノ公安ヲ維持スル爲メ命シタル執行ヲ拒ムヲ云フ

第三百二十九條

官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可ラサル事件ヲ行ハシメタル者亦同シ

本條ハ官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪ノ一ニシテ其場合ニニアリ此

罪ハ英吉利ニテハ官吏ニ對スル罪ノ中ニ入レタレトモ余ハ未タ其執
レカ可ナルヲ知ラサルナリ

(第一) 或官吏カ人民ニ爲ス可シト命シタルコトヲ執行セントスルニ
當リ之レニ抗抵スルニ暴行カ脅迫ヲ以テシタル第一ノ場合ナリ是レ
單ニ執行シ能ハサラシムルノミニテハ未タ以テ其人ヲ罰スルニ足ラ
ス然レトモ若シ腕力又ハ勢力ヲ以テ抗拒シタルトキハ茲ニ此罪ヲ組
成スルモノトス

官吏其權限内ニ在リテ執行スル場合左ノ如シ

- (一) 法律規則ヲ執行スル場合即チ中央政府カ立法官ニ命シタル片
 - (二) 立法官ガ行政官ニ委子タルトキ
 - (三) 裁判官ノ申渡即チ司法官吏ノ命令ヲ下ストキ
- 而シテ又控訴院ノ宣告ハ大審院ニ於テ破毀セラル、コト明瞭ナル場

合ト雖モ尙拘留ノ命令アレハ其命令ニ從ハサル可カラス
 (第二) 暴行脅迫ヲ以テ官吏ノ爲ス可カラサル事件ヲ行ハシメタルモ
 ノ前者ハ官吏ノ爲ス可カラスト命スルコトヲ爲シタルモノナレトモ
 此ハ官吏ノ爲サ、ルト云フコトヲ爲サシメタル場合ヲ云フ其事柄全
 ク反對シタルモノナリ例ヘハ巡查カ家屋立退ヲ命令スルヲ拒ムトキ
 他ノ一人來リテ巡查ヲ脅迫シ其拒命者ヲ毆打シ以テ其命令ヲ實行セ
 シムル場合ノ如キ是ナリ

第拾四回

第四百十條

前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創

傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

本條ハ第三百三十九條ノ說明ニ過キス則チ官吏ヲ毆打シタル者ハ重キ
 刑ヲ科スルコトヲ定メタルモノナリ

第四百十條

第四百十條

日本刑法 (第四百十條 第四百十一條)

百七

官吏ノ職務
ヲ行フヲ妨
害スル罪

第一條
元(官吏(第一)ヲ暴行強迫(第二))
素(ス職務ヲ行フコト(第三))
第一、法律規則ヲ執行スル場合
第二、行政ノ命令ヲ執行スル場合
第三、司法官署ノ命令ヲ執行スル場
合

第二條
141 官吏侮辱
目 前(形容又ハ言語)
非 目前(文書、圖畫、演說)

第四百一
一條

第四百一 條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語
ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上十
圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖畫又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタ
ル者亦同シ
本條モ亦第三百三十九條ノ說明ニ過キス則チ官吏ノ資格タル一身上ニ
對シテ攻撃シタルノ條ナリ而シテ本條ニハ其目前ニ於テ犯シタルモ

ノト又目前ニアラサルモノトノ二アルヲ以テ今之レヲ二種ニ分ツ
 官吏職權内ノ事務資格ニ對シテ犯ストハ譬へハ裁判官ノ執務スルト
 キニ當リ馬鹿野郎ト云フカ如シ
 又法庭外ニ於テ爲スコトハ重ニ其人ノ攻撃ニ亘ルモノニシテ或ハ某
 官吏ハ賄賂ヲ取トカ或ハ某官吏ハへつばこナリ杯ト云フカ如キ皆侮
 辱罪トナルモノナリ故ニ本條ノ罪ハ(第一)官吏ノ資格アル者ニ對シテ
 (第二)侮辱シタルコト肝要ナリ而シテ此侮辱ト云フ文中ニハ「ライベル」
 ト「スタンドル」トノ二所爲ヲ含蓄スルモノナリ
 此侮辱又ハ誹譏罪ハ或ル所爲カ法律ニ背キタル事實アルコトヲ必要
 トシ之レニ依リテ其社會ヲ害シタルコトナカル可カラス英吉利刑法
 ニ於テハ此原素確定スレトモ日本ニテハ此等ノコトハ一ニ判事ノ認
 定ニ委ヌルモノナリ彼ノ檢察官ニ對シテ馬鹿ヲ論告ナリト云フカ如

日本刑法

百九

キ官吏ハ馬鹿ニアラサルニ馬鹿ト云フハ則チ其人ヲ侮辱シタルモノナリ

元來人ノ法律ニ背キ又道德ニ背キ社會公聚ハ之レヲ排斥スル如キ言ハ日本刑法上餘リ問ハサルコトナルカ學問上ハ之レヲ必要ナリト爲ス刑法第四百一條ノ侮辱ナルモノハ其目前ナリ又ハ目前ニ非サルモ他人ヲシテ之レヲ知ラシメ厭ヒ嫌ハシムルニ至リタレハ以テ足レリトス

玆ニ目前ト云フハ耳聽ノ達スル所ヲ云フ故ニ障子一枚ヲ隔ツルカ又ハ風呂敷一枚ヲ以テ顔ヲ蔽フトモ是レ目前ニ非スト云フコトヲ得サルナリ又本條ニ於テ官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ云々トアリ如何ナルコトカ形容ヲ以テ侮辱シタルモノト認ム可キカト云フニ西洋ニテ云ヘハ手ヲ鼻ニスルコト又日本ニテ言ヘハ

尻ヲ出シテ社會公衆ノ人ニ厭ヒ嫌ハル、コトナラン言語トハ口ニ誹
 ルコトナリ第二項ニ至リテ其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書云云トア
 リ刊行トハ蒞蒞板ニテ摺リ立テタルモノナルモ可ナリ而シテ其文書
 圖畫ハ「パブリケーション」即チ公ケニ人ニ示スコトヲ要ス如何ニ文書
 圖畫ヲ以テ侮辱トナル可キコトヲ作ルトモ之レヲ公衆ニ示サ、ル以
 上ハ未タ本條ノ罪トナラサルナリ例ヘハ侮辱トナル可キコトヲ文書
 ニ作リ印刷シテ之ヲ懷中スルトキノ如キ然リ
 次ニ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタル者亦同シトアリ之レハ大ニ其事實
 ニ關係スルモノニシテ二十人居合スル食堂ニ於テ演說スルモ公然ト
 云ハル、コトアリ又親睦會ノ節席上演說ノ如キモ猶公然ト認メラル
 、コトアリ兎ニ角多クノ人ニ知ラセ知ラル、コトハ則チ本條ニ謂フ
 所ノ公然ナル可シ

日本刑法 (第百四十二條)

百十一

英國ノ判決例ニモ唯一人ニ向ケ手紙ヲ遣リシコトモ罵詈訾ト認メラレ刑ニ處セラレシコトアリ

本條ノ罪ヲ犯シタル者ノ刑ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ヲ附加セラル

第四百四十二條

第三節 囚徒ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪

第四百四十一條 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ一月以上六月以下ノ

重禁錮ニ處ス

若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

囚徒逃走ノ罪ト罪人ヲ藏匿スル罪トハ二者全ク其性質ヲ異ニスルヲ以テ學理上ヨリ云ヘハ之レカ區別ヲ爲サル可カラズ然レトモ先ツ暫ク刑法ノ區別ニ從ヒ之ヲ講セン

已決ノ囚徒トハ裁判言渡ヲ受ケタル罪人ヲ云フ此ニ逃走ト云フハ正
 サニ監獄吏ノ支配ヲ離レサル時ニ遁レタルモノナラサル可カラズ故
 ニ既ニ監獄吏ノ支配ヲ離レ其身自由ナルトキニ逃走スルモ以テ本條
 ノ罪ヲ構成セサルモノトス而シテ此罪ハ有意犯ナルヲ以テ火事ノト
 キ一命ヲ全フセント思フテ逃走シタル如キハ本條ノ罪トナラサルナ
 リ

第四百十三條 已決ノ囚徒逃走ノ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論

第四百十三條

セス其刑期限内再ヒ逃走シタルモノハ再犯ヲ以テ論ス
 刑法ノ總則ニ再犯加重ナルモノアリ然ルニ本條ハ總則ニ違ヒ一種固
 有ノ法ナルヲ以テ故ラニ此ニ規定セシモノナリ則チ先キニ一罪ヲ犯
 シテ捕ハレ今又逃走罪ヲ犯ストキハ直チニ再犯ヲ以テ論セス再犯ト
 シテ論スルニハ必ス其刑期限内ニ於テ再ヒ逃走シタル者ナラサル可

日本刑法 (第四百十三條 第四百十四條 第四百十五條 第四百十六條)

カラス

第四百四十四條

未決ノ囚徒入監中逃走シタル者ハ第四百四十二條ノ例ニ同シ但原犯ノ罪ヲ判決スル時ニ於テ數罪俱發ノ例ニ照シテ處斷ス

本條ハ未決ノ囚徒ト雖モ入監中逃走シタル者ハ第四百四十二條ノ例ニ同シク處斷スルコトナ云ヒ併セテ其罪ヲ處斷スルニハ數罪俱發例ニ由リタルハ全ク輕キニ就キシモノナリ

第四百四十五條

囚徒三人以上通謀シテ逃走シタル時ハ第四百四十二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

本條ハ説明ノ條ニ止マレハ別ニ講ス可キコトナシ

第四百四十六條

囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器其他ノ器具ヲ給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處

シ二圓以上二拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス因テ囚徒ノ逃走ヲ致シタル時
 ハ一等ヲ加フ
 兇器トハ人ヲ殺スニ足ル道具ニシテ逃走スルニ便ナルモノヲ云フ故
 ニ麻繩ヲ與フル如キ所爲ト雖モ之レヲ以テ囚徒ヲ逃走セシムルニ足
 レハ亦以テ本條ノ罪ヲ組成スルモノトス逃走ノ方法トハ方角ヲ示ス
 如キ然リ
 畢竟此犯罪ハ器具ヲ給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル其レ自身ハ
 罪トナルヲ以テ從犯アルコトナシ本條ノ囚徒ハ其既決ト未決トハ敢テ
 之レヲ問フ所ニ非サルナリ此ニ又囚徒ヲ逃走セシムル爲メトアルカ
 故ニ其囚徒ノ逃走セシト否ラサルトハ之レヲ論セサルナリ
 第四百十七條 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ
 助ケタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五拾圓以下

日本刑法 (第四百十七條 第四百十八條 第四百十九條 第五百十條)

第四百十八條

ノ罰金ヲ附加ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役ニ處ス

第四百十八條

囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメタルトキハ亦前條ニ同シ

第四百十九條

第四百十九條

前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未ダ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

前數條ニ記載シタル罪ハ危險ナルヲ以テ未遂犯罪者ト雖モ之レヲ罰ス

第四百五十條

第四百五十條

看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラサル時ハ二圓以上二拾圓以下ノ罰金ニ處ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三圓以上三拾圓以下ノ罰金ニ處ス

二七ノ十

二七ノ十一

前第四百四十八條ハ有意犯ニシテ本條ハ無意犯ナリ故ニ設ヒ檢察官ノ證明ナキモ囚徒ノ逃走アルトキハ已ニ懈怠アリシモノトシテ本條ニ依リ之ヲ罰ス

第拾五回

第一百五十一條

第一百五十一條 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒及ヒ監視ニ附セラレタル者ナルコトヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメタル者ハ十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ一等ヲ加フ此條ハ自己ニ關シタル罪ニアラスシテ他人ニ關シ之ヲ藏匿又ハ隱避セシメタル者ナリ又自カラ犯罪人ヲ逃亡セシメタルニ非スシテ既ニ逃亡シタル者ヲ幫助シタル罪ナリ凡ソ此條ノ罪ヲ組成スルノ必要件ハ(第一)情ヲ知ルコト(第二)之レヲ藏匿シ若シハ隱避セシムルコト是レ

ナリ而シテ第二ノ要件ハ更ニ之ヲ小別シテ藏匿スルト隱避セシムルト
 トノ二ツトナス

第一、情ヲ知ルコト即チ犯罪人ナリ又ハ囚徒ナルコトヲ知ルト云フ
 コトハ其範圍ハ何處マテニ及フ者ナリヤト云フニ凡ソ犯罪人ト云ヘ
 ハ犯罪其レ自カラノ確定シタル時ハ勿論設ニ確定セサル時ト雖モ既
 ニ官ヨリ嫌疑ヲ受ケテ犯罪人ト見做サレタル以上ハ之ヲ藏匿シ若ク
 ハ隱避セシメタルトキハ則チ此條ノ罪ヲ構成スルモノトス例ヘハ或
 者カ豫審ヲ受ケテ詐欺取財ノ罪アリト認メラレタルトキ之ヲ藏匿シ
 タル者アリトセンガ其犯罪人ト見做シタル者他日審問ヲ經テ無罪ノ
 宣告ヲ受クルトキハ其之ヲ藏匿シタル者ハ如何成リ行シカト云フニ
 尙且ツ犯罪藏匿ノ罪ヲ免ル、能ハサルナリ何トナレハ此等ハ英法ニ
 所謂司法公務ヲ妨害スル罪トシテ定メタルモノナレハナリ又逃亡シ

タル囚徒若クハ監視ニ附セラレタル者ノ場合モ是レト一般ニシテ唯
一度監獄ニ入り該監獄ヲ破リタル者ナルコト又ハ監視ニ附セラレタ
ル者ナルコトヲ知リテ其者ヲ藏匿シ又ハ隱避シタルトキハ則此條ノ
罪ニ該當スルモノトス

第二(甲) 藏匿トハ強チ外形上ノ所爲ノミチ云フニ非ス故ニ格別犯罪
人等ヲ隱蔽シ又ハ潜伏セシムルコトアラサルモ要スルニ其所爲タル
ヤ世ニ發覺セシメサル様ニスル手段アルトキハ等シク之ヲ藏匿トシ
テ論スヘキナリ譬ヘハ人アリ犯罪人ヲシテ美服ヲ襲ヒ腕車ニ駕セシ
メ自カラ牽キテ公然ト警視廳ノ前ヲ過キルカ如キハ外形上之ヲ論ス
ルトキハ藏匿ニ非ルカ如キモ必竟スルニ其所爲タル人ノ意表ニ出テ
犯罪人タルコトヲ覺知シ難カラシメントノ意ニ出ルモノナレハ尙罪
人藏匿ノ罪ヲ以テ問ハサル可ラス換言セハ藏匿トハ有形無形ヲ別タ

ス詰リ發覺セシメサラントスル所爲ヲ指稱スルモノナリ

第二(乙) 隱避セシムルト云フモ亦唯外面ニ逃レシメタル者ノミチ云
フニ非ス例ヘハ自家ニ投宿シタルモノカ犯罪人ナリト知リナカラ故
ラニ其逮捕ヲ免レシメンカ爲メ之ヲ留置シタルトキハ假令他ニ逃レ
シメサルニモセヨ尙隱避セシメタルノ罪ハ免レサルナリ

第五百五十一條

他人ノ罪ヲ免レシメンコトヲ圖リ其罪證トナル

第五百五十二條

ヘキ物件ヲ隱蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓
以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條ハ他人ノ罪アルコトヲ知リ其罪ヲ免レシメントスル手段ヲ以テ
罪證トナルヘキ物件ヲ隱蔽シタルモノ、ノ罪ヲ定メラレタルモノナリ
乃チ此條ノ必要件トスル所ハ(第一)他人ノ罪アルコトヲ知リ其罪ヲ免
レシメントスルコト(第二)罪證トナルヘキ物件ヲ隱蔽シタルトコアリ

而シテ此二箇ノ必要件備ハリテ初メテ本條ノ罪ヲ組成スルモノナリ
 譬ヘハ人アリテ甲者ノ罪ヲ免レシメントチ圖リ其罪證トナルヘキ
 物件ヲ隱蔽シタルカ爲メ乙者ノ罪ヲモ免レシメタリトセシニ此人ハ
 固ヨリ乙者ノ罪ヲ免レシメント欲シテ其罪證ヲ隱蔽シタルニアラサ
 レハ設令偶然乙者ノ罪ヲ免レシメタリトモ乙者ニ對シテハ罪證隱蔽
 ノ罪トナラサルナリ是レ意ナキノ所爲ハ其罪ヲ論セスト云フ原則ニ
 由ルモノトスサレハ隱蔽シタル物件ハ必スヤ免レシメント欲スル者
 ノ直接ノ罪證ナラサル可カラス

第三百五十三條

第三百五十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者犯人ノ親屬ニ係ルトキ
 ハ其罪ヲ論セス

是レ則テ前二條ノ取除ノ場合ニシテ此ニ所謂親屬ナルモノハ配偶者
 ノ祖父母父母兄弟等チ云フ者ニシテ彼ノ第百十四條及第百十五條ノ

親屬例ニ掲ケタル者ヲ指稱ス

凡ソ前二條ノ罪タルヤ道理ト及ヒ道德トヲ破壊シタル所爲ナルヲ以テ之ヲ罰スルナシ若シ其犯罪者原犯人ノ親屬ナルトキハ此所爲タル人情ニ於テ然ル可キ筈ナリトス左スレハ法律ハ尙ホ其人情ヲモ破リテ之ヲ罰スルコトハ爲サ、ルナリ

囚徒逃走及

第一條 囚徒逃走

142

〔已〕(一)平和逃走(刑)自一月至六月 重禁錮
〔逃〕(二)亂暴逃走(刑)自三月至三年 重禁錮

說明第一、再犯ヲ以テ論セス(第四百四十三條)

說明第二、原犯アルトキハ數罪俱發例ヲ用ユ(第四百四十四條)

說明第三、逃走セシムル目(一)兇器其他ノ器具ヲ供ス
的ヲ以テ幫助ス(二)其他ノ方法ヲ指示スルコト

說明第四、(第四百四十七條) 劫奪又暴行強迫ヲ加ヘ囚(一)輕罪徒ヲ逃走セシメタル場合(二)重罪

看守者又ハ(一)有意百四十七條

護送者(二)無意百五十條

說明第五、囚徒ヲ逃走セシメタルトキ……(刑)第四ニ同シ

罪人藏匿

說明第一條 三人以上共謀ノ時加一等

說明第二條 輕罪ノ未遂犯ハ未遂犯ヲ以テ論ス

第二罪人藏匿

其一 151條 情ヲ知り

犯罪人 囚徒

藏匿若クハ隱避セシムル

罪刑

十一日以上 一年以下 輕禁錮 (附加) 二十圓以上 二十圓以下 罰金 重罪ノ囚徒ナレハ一等ヲ加フ

其二 152條 罪ヲ免レシメノ爲メ罪證隱蔽ノ罪

ノ親屬ニ係ル時ハ罪ナシ

十一日以上 六月以下 輕禁錮 (附加) 二十圓以上 二十圓以下 罰金

第四節 附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

本節ハ靜謐ヲ害スル罪ノ第四ニシテ是レ尙司法公務ヲ妨ケタル罪ナリトス

第一百五十四條

公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者私ニ其權ヲ行ヒタル時ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上

第一百五十四條

日本刑法 (第一百五十四條 第一百五十五條 第一百五十六條)

十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

此條ハ公權ナキモノ私ニ其公權ヲ行ヒタル者ニシテ別ニ説明ヲ要スルコトナシ公權トハ第三十一條ニ於テ定メタルモノニシテ則チ徒刑

流刑等ノ主刑ニ附加スル刑ヲ云フ

第五百五十五條

監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背シタル時ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

監視ニ付セラレタル者ニハ監視ノ規則アリテ例ヘハ每週二度所轄ノ

警察所ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ表ヲ出シテ官吏ノ認印ヲ

受ク可シ又ハ酒宴遊興ノ席ニ會ス可カラス杯ト云フコトヲ規定セシ

モノナリ本條ハ如此謹慎スヘキ時ニ謹慎セサル者ヲハ罰スノ條ナリ

第五百五十六條

前二條ノ罪ハ其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非レハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第五百五十六條

第五百五十五條

此條ハ刑期限内一度犯シテ罰セラレタル者カ再ヒ犯シタルニ非サレ
ハ再犯ヲ以テ論セサルコトヲ云フタルモノニシテ別段説明ヲ要セサ
ルナリ

附加ノ執行ノ罪

第一 公權ナキモノカ其(一)剝奪(刑) 一月以上 重禁錮
公權ヲ行ヒタル時(二)停止(刑) 一年以下 重禁錮
(附加) 二圓以上 罰金
十圓以下

第二 監視規則ニ背ク時(刑) 十五日以上 重禁錮
六月以下

説明

其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論セス

第拾六回

第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ

所有スル罪

本節ノ罪ハ單行法律ニ規定シテモ可ナルモノニシテ之ヲ法律上ヨリ

私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ有スル罪

云フトキハ固有ノ惡ト爲ス可カラス而シテ兵器彈藥ノ製造ヲ以テ政
 府ノ獨有ニ歸スル所以ノモノハ能ク國安ヲ謀ルニ在リ前回ニモ述ル
 如ク國事犯ハ事大ナルヲ以テ未遂犯モ猶能ク之ヲ罰ス西洋諸國ニ於
 テモ暗夜刀劍ヲ帶ヒテ往來スル者ヲ罰スルト云フモ亦此理ナリ
 本節ニ私ニ軍用ノ銃礮云々トアルヲ以テ其物タル軍用ノ爲メニアラ
 サルカ或ハ政府ノ許可ヲ得テ有スルコトハ固ヨリ罪ト爲ラサルナリ
 故ニ本節ノ罪ヲ構成スルニハ左ノ二原素ヲ要ス

第一 許可ヲ得サルコト

第二 軍用ノ銃礮彈藥ナルコト

之レヲ圖スレハ如左

第五節

(一) 銃礮

(二) 彈藥

製造

所有

罪

(三) 私

(四) 軍用

(一) 輸入

(二) 販賣

製造ニ同シ

說明 第一、百五十八條○第二、百五十九條

其第一種ノ罪ハ第五百五十七條ナリ

第五百五十七條 官名ヲ受ケス又ハ官許ヲ得スシテ陸海軍ノ用ニ供

スル銃礮彈藥其他破裂質ノ物品ヲ製造シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ附加ス其之ヲ輸入シ

タル者亦同シ

前項ノ物品ヲ私ニ販賣シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

後項私トアルハ前項ノ所謂官許ヲ得サルト云フコトナリ銃礮彈藥其他破裂質ノ物品云々トアル其他ト云フ様ノコトニ付テハ何時モ爭アルモノナリ是レ彈藥ヲ造ルニ用ヰル硝酸ヲ所有スル場合ノ如キ然リ輸入シタル者亦同刑ニ處スル所以ノモノハ元來法律ハ之ヲ出來スコトヲ惡ムモノナルカ故ナリ

第二項ハ全ク右ト異ニシテ設ヒ官許ヲ得テ造リシモノナルモ許可ナクシテ他ヘ賣捌キシ如キ場合ナリ許可ナクシテ販賣ヲ爲スハ則チ之ヲ製造シタル者ト同様ノ害ヲ社會ニ引起スモノナルヲ以テ殊ニ之ヲ罰ス

第百五十八條 前條ノ罪ヲ犯スト雖モ職工又ハ雇人ニシテ止タ正

犯ノ使令ニ供シタル者ハ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

本條ハ第百五十七條ノ説明ニ過キス全体本節ノ罪ハ固有ノ惡ノ性質ヲ有セサルヲ以テ人ニ雇ハレテ其業ヲ執ル者多シ此等職工又ハ雇人ヲ目シテ共犯ト爲サス主ト雇トハ全ク之ヲ區別シ其製造ス可キ命ヲ下ス者ハ前第百五十七條ニ由リ又其命ヲ受ケテ働ク者即チ職工雇人ハ唯手間代ヲ得ントシテ其業ニ從事シタルニ止マルヲ以テ共犯者トセス第百五十八條ニ由リテ處分ス

第九條
第二百五十

第二百五十九條 前二條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂
犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

此條モ亦第五百十七條ノ説明ナリ是レ其害ノ及フ所殊ニ大ナルヲ以
テ未タ其罪ヲ遂ケサル者猶之ヲ罰ス

第一百六十條

第一百六十條 第五百十七條ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シタル者

ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ニ於テハ第五百十七條ニ記載セル物品ヲ唯手許ニ置キタルノミ
ニシテ既ニ罪ト爲ルモノナリ但此ニ所有トアルカラニハ他人ノ物品
ヲ預リ或ハ借受ケテ之ヲ所持スルハ敢テ罪ト爲ラサルナリ

第一百六十一條

第一百六十一條 第五百十七條ニ記載シタル物品ノ製造ニ供シタル

器械ニシテ單ニ其用ニ供ス可キ物ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス
本條單ニ其用ニ供スル器械トアルヲ以テ第五百十七條ニ記載シタル

物品ノ製造ニ供スル外他ニ其用ヲ爲サ、ルモノ、ミ没収スルモノナ
リ
此ニ何人ノ所有ヲ問ハスト云フコトハ重キモノニシテ通例刀劍ノ如
キハ官ニ没収シテ之ヲ其所有主ニ返還スルヲ常トス然ルニ本條ハ何
人ノ所有ヲ問ハス之ヲ没収スルハ蓋シ其物品ハ他ニ使用スルノ必要
ナキト之ヲ没収セサレハ後日亦社會ヲ害スルノ恐アルトノ二理由ニ
基キシモノナリ

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

本節ノ罪ハ前々ノモノヨリハ大ニ其性質ヲ異ニスルモノニシテ公道

ノ往來ヲ妨害シタル如キモノヲ罰スル條々ヲ規定セシモノナリ

第六十二條 道路橋梁何溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタル者

ハ二日以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附

往來通信
ヲ妨害ス
ル罪

第六十
二條

加ス

此ニ道路トアルハ事實上大ニ迷フ所ノモノナルカ必竟「ハイチ」即チ公道ト云フ義ナリ故ニ己レ所有ノ屋敷地内ニアル道ヲ毀壞シテ往來ヲ妨害スルモ本條ノ問フ所ニアラサルナリ日本ニハ道路規則ナルモノアリテ其公ケノ道ト云ハル、モノニ付テ妨害ヲ與ヘタルモノハ則チ本條ノ制裁ヲ受クルモノトス橋梁河溝港埠皆然リ

妨害トハ俗ニ言フ邪魔ニナル石ノ如キ類ヲ以テ往來ヲ妨害シタルコトヲ云フニアラス此等小害ヲ爲ス者ハ違警罪ヲ以テ罰ス此ニ妨害ナル文字ノ意ハ所謂公道ノ往來ノ妨ケヲ爲シタル場合ナリ其又如何ナル場合ハ本條ニ由テ罰シ如可ナルモノハ違警罪ヲ以テ論スト云フカ如キコトハ裁判官ノ認定ニ任スレトモ其大體ハ公衆共同ノ用ニ供スル道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタルモノハ本條ノ制裁

ナ受ク可キモノトス其妨害トハ實際通行スルコト能ハサルカ或ハ相
 當ノ注意ヲ以テスルモ害ヲ受ク可キ場合ノ障碍物アリシトキハ以テ妨
 害ヲ爲シタルモノト謂フテ可ナリ
 損壞トハ何レニモカ、ル文字ナレトモ只損壞ヲ爲シタルノミニテハ
 未ダ本條ノ罪トナラス之ニ伴フニ往來ヲ妨害シタリト云フ所爲ナカ
 ル可カラス左レハ如何ナル損壞ハ本條ノ罪ト爲ルカト云フニ曰ク其
 損壞ハ以テ往來ヲ妨害スルモノナレハ足レリ如何ニ其損壞ノ大ナル
 トモ往來ヲ妨害スルニ至ラサル以上ハ本條ノ制裁ヲ科セラル、コト
 ナシ蓋シ本節ハ往來通信ヲ妨害スル罪ナルヲ以テナリ而シテ其損壞
 ノ程度ハ之ヲ事實裁判官ニ委ヌルモノナレトモ彼ノ道路ノ方隅ヲ少
 許減ニテ削リタレハトテ往來ヲ妨害シタルモノト爲シ此條ニ問擬セ
 ラル、コトナシ然レトモ衆庶安心シテ通行スル能ハサルニ至リシ事

狀アレハ方サニ損壞アリシモノト云フテ可ナリ

第三百六十三條 偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之ヲ阻止

シタル者ハ亦前條ニ同シ

本條ハ重ニ往來通信ニカ、ルモノト見做サ、ル可カラス元來此六節
ノ罪ノ性質ハ社會一般ニ對シテ或ル通行ノ便ヲ妨クルニ在リ而シテ
其一ハ公ケニ人ノ往來ヲ妨害シタル罪ニシテ一ハ郵便ヲ妨害シタル
罪ナリ郵便ナルモノハ人ノ思想ヲ書面ニ認メテ往來セシムルモノナ
ルニ偽計或ハ威力ヲ以テ之ヲ出來サル様ニ爲シタル者ハ本條ノ刑ヲ
受クルモノトス

第一種 偽計ヲ以テ郵便ヲ妨害スルトハ東京ヨリ横濱ニ到ル郵便脚
夫ヲシテ欺テ千葉ヲ回ラシメタル如キ場合ナリ他言スレハ無形ノ一
手段ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之ヲ阻止シタルモノナリ

第四百六十四條

第二種 威力ヲ以テスルトハ暴行脅迫ヲ以テ爲シタルモノナリ乃チ
 第一種ハ手段ヲ以テ爲シ第二種ハ力ヲ以テ爲スコト恰モ金ヲ取ルニ
 詐欺取財ト強盜トニ於ケルカ如シ

第四百六十四條 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電氣
 ナ不通ニ致シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五
 十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ器械柱木條線ヲ破壞シテ電信ノ妨害ヲ爲スト雖モ不通ニ至ラザ
 ルトキハ一等ヲ減ス

電信ハ郵便ト異ニシテ局ニハ器械アリ途ニハ柱木アリ之ヲ損壞シテ
 不通ニ爲シタル者ハ則チ本條ニ由テ罰セラル例エハ柱ヲ折テ不通ト
 爲スカ或ハ線ヲ斷テ不通ト爲スカ或ハ器械ヲ損シテ不通ト爲ス如キ
 其如何ナル場合ト雖モ不通ニ爲シタルノ事實ハナカル可カラズ若シ

第六十五條

第六十六條

其レカ不通ニ至ラサルトキハ第二項ニ由リテ一等ヲ減セララル

第六十五條 瀛車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及ヒ其標識ヲ損壞

シ其他危險ナル障礙ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

瀛車ノ往來ヲ妨害シタル罪ハ前條ニ比シテ其刑重キヲ加フルモノハ

何シヤ蓋シ瀛車ニハ往來ト通信ト二ツ兼居ルヲ以テナリ

瀛車ノ往來ヲ妨害シタルトハ或ハ「レール」ヲ崩シ或ハ瀛車ニ鉄鉤ヲ引

キ掛ケタルカ如キ總テ危險ノ所業ヲ爲シタルモノナリ

標識トハ彼ノ馬車鐵道ニ設ケアル赤紫色ノ目標ノ如シ其他危險ナル

所爲トハ廣ク指シタルモノニシテ標識ヲ損壞セサルモ瀛車ノ許ニ火

藥ヲ置クトカ或ハ山ヲ崩シテ往來ヲ妨害スル如キ危害ナルヲ爲セ

ハ以テ本條ノ罪ト爲ルモノナリ

第六十六條 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航海ノ安

日本刑法 (第六十五條、第六十六條、第六十七條)

百三十五

第七百六十七條

寧ヲ保護スル標識ヲ損壞シ又ハ詐僞ノ標識ヲ點示シタルモノハ亦前
 條ニ同シ
 本條ノ刑前條ニ同シキ所以ノモノハ此船舶タル多人數ヲ一處ニ積込
 ミタルモノナルヲ以テ之ヲシテ危險ナラシムルハ其害少々ニアラサ
 ルカ故ナリ
 此ニ船舶トハ人ヲ乘載シテ通行スル船ヲ云フ然レトモ吾人ノ遊ヒニ
 用井ル所ノ船舶ハ此内ニ入ラサルナリ何トナレハ本條燈臺浮標其他
 航海ノ安寧ヲ保護スル云々トアルヲ以テ見レハ其區界明カナリ
第七百六十七條 前數條ニ記載シタル罪其事務ニ關スル官吏及ヒ雇
 人職工自ラ犯シタル時ハ各本刑ニ照シ一等ヲ加フ
 其事務ニ關スル官吏及ヒ雇人職工ノ如キハ畢竟其罪ヲ犯シ易キ地位
 ニアルヲ以テ一等ヲ加ヘシ所以ナリ

第八百六十條

第八百六十八條 第六十二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタルモノハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

本條ハ第六十二條ノ説明ニ過キス別ニ講スルモノナシ

第九百六十條

第六十九條 第六十五條第六十六條ノ罪ヲ犯シ因テ瀛車ヲ顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シタル時ハ無期徒刑ニ處シ人ヲ死ニ致シタルトキハ死刑ニ處ス

本條ノ罪當ニ一私人ノミナラズ廣ク社會ノ安寧ヲ害スルモノナルヲ以テ重クシテ罰シタルナリ

第七百七十條

第七十條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル

モノハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

本節ノ罪危害甚タ大ナルヲ以テ未タ遂ケサル者猶之ヲ罰ス

日本法刑 (第六十八條、第六十九條、第七十條)

人ノ住所
侵入ノ罪

本節ハ靜謐ヲ害スル罪ノ七種ニ當ルモノナリ之ヲ公安ヲ害スル罪ノ

第七節 人ノ住所ヲ侵ス罪

第拾七回

說明第一第百六十七條
說明第二第百六十八條
說明第三第百六十九條
說明第四第百七十條

第四、船舶

(一)燈臺
(二)浮標
(三)其他

損壞ノ構造
詐欺ノ構造

ル罪

害ス

ヲ妨

通信

往來

(二)通信

(二)往來

道路
橋梁
河溝
港埠

第一、郵便
(偽力計)

第二、(一)電信
(二)器械
柱木
條線

(三)損壞
(四)不通
又切斷

第三、汽車
鐵道
標識
損壞

第七十一條

内ニ入レタルモノハ則チ家ハ人ノ城郭ト見做シタルニ由ルナリ一家ハ恰モ一國ノ如ク獨立シテ妄リニ他人ノ爲メニ侵害セラレサルモノナリ然ルニ之ヲ侵ス者ハ所謂公安ヲ害シタルモノナリ而シテ人ノ住所ヲ侵ス罪ニ晝夜ノ區別ヲ爲シテ晝間ヨリモ夜間ノ方ヲ重ク罰セシ所以ノモノハ是レ夜分ハ罪ヲ犯シ易クシテ且警察官吏ノ之ヲ保護スル難シト云フノ理由ニ基キシモノナリ又一ノ理由ハ一國政府ト雖モ夜分ハ猥リニ人ノ家宅ヲ侵ス可カラサルモノナリ然ルニ之ヲ侵スハ其罪大ナレハナリ

第七十一條 晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタル建造物ニ入リタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス若シ左ニ記載シタル所爲アルトキハ一等ヲ加フ

一、門戶牆壁ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キテ入リタル時

二、兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帯シテ入りタル時

三、暴行ヲ爲シテ入りタル時

四、二人以上ニテ入りタル時

之ヲ圖スレハ左ノ如シ

第百七十一條

人ノ晝間(一)住居シタル邸宅門戸牆壁又ハ鎖鑰

住所(二)故ナク(三)着手シタル建造物復雜(一)等ヲ加フ

ヲ侵(二)下リタル者

ス罪第百七十二條

夜間(以下前同様)

此ニ晝間ト云フ文字ノ意味ヲ説明セサル可カラズ此ニ晝間トハ治罪法ニ所謂日出ヨリ日没スルマテノ間ト解ス可シ然ルニ之ヲ午後六時ヨリ以後ヲ夜分ト定ムル如キ時ハ今日ノ如キ六時ニ至ルモ尙日脚ノ高キトキハ實ニ不都合ヲ生ス又太陽ノ半分没シカ、リシトキノ如キ

ハ晝間ト見ル可キカ將タ夜間トス可キカ疑ナキ能ハスト雖モ此等ハ事實裁判官ノ認定ニ任セ唯明カルキ内ハ晝ト爲ス可キナリ
次ニ故ナクトハ何ソヤ人ノ尋テ來リテ其家ニ入ルハ故ナキニアラス故ナクトハ正當ノ理由ナシト云フコトニシテ事故アリテ入ルハ本條ノ敢テ關スル所ニアラサルナリ彼ノ希臘ノ哲學者ノ如ク他人ノ家ニ間違ヒテ己レノ家ト認メ居住スル如キ矢張り故アリト謂フ可シ
次ニ人ノ住居シタル邸宅トハ取リモ直サス人々ノ住スル所ナリ又一時不在ノ人家ト雖モ人ノ保護スル間即チ監守スル内ニ入ルモノハ同シク罪ト爲ルナリ
其次ニ邸宅トハ如何ナル所マテチ指シ又建造物トハ如何ナルモノカ此等ノコトハ事實裁判官ニ任スルモノナリ田舎ニ於テ往々見ル所ノ竹垣ノ如キ粗造ナルモノチ越ヘテ入ルトモ本條ニ所謂門戶牆壁ヲ踰

越損壞シタルモノト云フコト能ハサルナリ畢竟人ノ入ラシメサル内
ニ押シテ入ルモノハ人ノ邸宅ニ入リタルモノト云フテ可ナリ換言ス
レハ其家ヲ有スル人ハ他人ヲシテ猥リニ其内ニ入ラシメサル意思ア
ル所ニ入リタル時ハ本條ノ罪ヲ組成スルニ至ル又建造物トハ假令小
便小屋ノ如キ矮小ナル建物ト雖モ猶建造物ト云フコトヲ得ヘシ而シ
テ此ニ入リタルモノハトアルヲ以テ此ニ亦一ノ問題ヲ生ス則チ半身
入ル時ト雖モ入リタルモノト云フ可キカ又ハ全身入リタルニアラサ
レハ入リタルモノト云フ可カラサルカ斯ノ如キ問題ハ宜シク事實ヲ
調ル裁判官ニ任ス可キナリ全身入レハ固ヨリ罪ト爲ルト雖モ然レト
モ顛リ込ム如キハ如何ニ全身其内ニ入ルトモ本條ノ罪ト爲ラサルナ
リ

本條第二項ニ門戶牆壁ヲ踰越損壞シトアルヲ以テ門戶ヲ開閉スルト

キニ出入スルモノハ此項ノ問フ所ニアラサルナリ又損壞トハ一寸爪
 ニテ傷ケタルコトモ猶此項ノ問フ所ナルカト云フニ決シテ然ラス實
 際其者ノ全身容ル可キ程ノ損壞ヲ爲サ、レハ此ニ當ラス鎖鑰ヲ開ク
 トハ戸締ノ附ケアルモノヲ毀サタルコトナリ
 次ニ兇器トハ銃ナリ鎗ナリ或ハ小刀ナリ兎ニ角人ヲ殺スニ足ルモノ
 ナ云フ兇器ヲ携帯シテ入ルモノハ其罪ヲ犯シ易キヲ以テ一等ヲ加ヘ
 テ罰スル所以ナリ其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帯シテ入リシ時
 或ハ暴行ヲ爲シテ入リシ時又ハ二人以上ニテ入リタル時ハ皆ナ一等
 ヲ加フ

第二百七十
 二條

第二百七十二條 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタ
 ル建造物ニ入リタル者ハ一月以上一年以上以下ノ重禁錮ニ處ス
 若シ前條ニ記載シタル加重ス可キ所爲アルトハ一等ヲ加フ

日本刑法 (第二百七十二條、第二百七十三條)

百四十三

夜間トハ晝間ニ對スル文字ニシテ晝間ニアラサレハ夜間ナリト謂ハ
 サル可カラズ夜間人ノ邸宅ヲ侵ス者ヲ重ク罰スル所以ハ前述ノ如ク
 夜分ハ人ノ安息ヲ妨クルト又保護ノ途ニ行キ届カサルコトアルカ故
 ナリ

第三百七十
 三條

第三百七十三條 故ナク皇居禁苑離宮行在所及ヒ皇陵内ニ入りタル

者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ
 本條ニ掲クル皇居禁苑等ノ如キ其モノ尊キカ故ニ又其刑ヲ重クシ一
 等ヲ加ヘタルモノナリ
 皇居ノ如キハ天皇ノ御住所ナレハ最モ大切ニ爲サル可カラズ天皇
 ハ全國民ノ代表者ナレハ其皇居ハ恰モ日本國民ノ邸宅ニ同シ之ヲ侵
 ス者ハ一私人ノ邸宅ヲ侵スモノヨリハ却テ其害大ナリ是レ其刑重キ
 所以ナリ

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪

本節モ公安ヲ害スル罪ノ一ナリ官署ニ於テ封印セシモノヲ破棄スルハ恰モ人家ヲ侵スニ異ナラス是レ諍訟ヲ害セシ罪ノ内ニ入レシ所以ナリ

一、家屋

官署ノ處分ニ因リ施シタル封印
一、其他ノ物件

官ノ封印ヲ破棄スル罪

説明一、看守者自ラ犯シタル時
説明二、第七十五條

第七十六條

第七十四條 官署ノ處分ニ因リ特別ニ家屋倉庫其他ノ物件ニ施

シタル封印ヲ破棄シタルモノハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ看守者自ラ犯シタル時ハ一等ヲ加フ

第七十四條

日本刑法 (第七十四條、第七十五條)

百四十五

本條ニ必要ナルモノハ第一官署ノ處分ニ因リ特別ニ施シタルコト第二ハ封印第三ハ家屋倉庫其他ノ物件第四ハ破棄ノ所爲ナリ官署ハ行政司法ヲ問ハス犯則ノ故ヲ以テ之ヲ動カス可カラサル様ニ封印ヲ施シタ家屋倉庫又ハ箆笥或ハ弗箱等ノ口ヲ開キタル所爲ハ則チ本條ニ由リテ罰ス此ニ封印破棄トアルヲ以テ若シ破毀セサル様ニ爲シタルコトハ本條ノ問フ所ニアラサルカト云フニ然ラス封印ヲ爲ス意タル畢竟之ヲ開カシメサルカ目的ナルヲ以テ假令毀損セサルモ既ニ法律ノ禁ヲ犯シタル者ハ直チニ罰シテ可ナリ

第五百七十五條

第七十五條 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又ハ毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス本條ハ前條ノ説明ナリ封印ヲ破毀シテ其内ノ物品ヲ盜取或ハ毀壞シタルモノハ双方ノ箇條ヲ比較シ重キニ從テ處斷ス

日本刑法/岡山兼吉(講義)；畔上啓策(編輯)

(英吉利法律講義録 (1886 (明治 19) 年度 第 1 年級))

147 ページ以降の講義録 (37 号以降) は非所蔵